

第5回県内水道経営検討委員会の概要

1. 日 時 平成18年3月27日(月) 午後2時～午後4時
2. 場 所 県庁中庁舎10階大会議室
3. 出席委員 太田委員、小泉委員、坂本委員長、文入委員、古米委員(五十音順)
4. 会議概要(主な意見)

中間報告(案)について

第4回委員会における提言書の構成に係る議論をもとに事務局が提言書の素案を作成した。各委員から意見をいただき修正を行ったものを提言書の案として第5回委員会に先立って各委員にお示しして更に意見をいただき、委員会資料4のとおり修正案を作成した。

なお、この過程において、県・市町村等の具体的な対話を更に進めるため、今回は最終的な提言とせず、中間報告とすることで各委員の意見の集約がなされた。各委員の任期も1年間延長することとされた。

中間報告として骨格、基本構想的なものはでき上がった。これからは市町村の意見も聞きつつ具体的な姿の案を考えていく必要がある。水資源開発や水道料金というよりも、今後の水道の理想的な姿をイメージして、それを目指していくことが広域化の錦の御旗になると考える。

千葉県は、東京に隣接した首都圏にあるものの、他の地域との連続性が遮断された半島性を有している。水源に恵まれないという厳しい条件の中で、県内各地域の多様性が大きい。今後、水道事業のあるべき姿を求めていく場合には、この多様性の中にありながらも課題を共通化しながら乗り越えて県民として共有できる水道の将来像を目指していくというコンセンサスの形成が必要である。まずは、この報告書の中で共通の理念やそれに基づく原則的なものの考え方が明らかになりつつあり、それを関係者皆で互いに分かち合っていくことが必要である。

この中間報告の一番大事な点は、今までの経緯や千葉県の特殊性を理解しつつ、今後どうあればいいのかという共通の目標に向かって皆で十分議論しようということで、土台はできたと思う。地域水道ビジョンを策定しなければならない中で、県内水道の方向性があいまいなまま進んだのでは各地域や各市町村のビジョンがばらばらとなり何をやろうとしているのか分からないということになると思われる。地域水道ビジョン策定までの限られたタイムスパンの中で少なくともここまでは共通認識でいくというものを、早めに確認することが大切と考える。

中間報告は、各市町村・企業団等の方々に読んでもらいたいし、水を利用しておられる住民の方々にもその中の大事な点を理解してほしい。我々千葉県の水道はこんな歴史の中で、やっとうこういう状況まで恵まれてきたことや、そのために多くの投資をしてきたということ、一方で早くから開発したところはうまく経営してきているということを住民の方に理解してほしい。水資源開発に参画することで暫定的に水を確保

し、その開発が最終的に終わって安定水源となったこと等を住民にお知らせし、歴史的な背景や、どこの水を自分たちは飲んでいるのかということを理解してもらい、水道料金や経営のことで将来の孫やひ孫の代にはどうあるべきで、今何をなすべきかということを考えていただきたい。

中間報告で示した基本的な考え方を具体的な案にまとめて実施していくまでに、各事業体や地域の方々からより多くの意見を聞き、取りまとめていく必要がある。その進捗や公平・公正な議論となっているかについて、随時知らせていただきたい。

傍聴者（市町村・一般）との質疑応答等について

当日委員会の傍聴者から質疑や意見を受け付けた。質疑に対して各委員から意見が出された。

（質問）「現行組織の問題点」の「県・市町村の役割の明確化について」と「経営努力の発揮について」（資料２・P 33）の内容の詳しい説明をいただきたい。

水道事業については、全国的に、国・県・市町村の役割分担が、明快に整理されているとは言い難く、特に、千葉県の場合は、そうした状況が凝縮された形で色濃く出ている。

県の水道事業への関り方には、一般的に間接的関与と直接的関与があり、千葉県の場合には、ある地域では直接的関与という形で県が事業主体として水道を行い、他の地域では市町村や企業団等の広域行政機構に対して県は間接的な関与をしている。千葉県の役割が、原理原則という点からは、首尾一貫した形ではっきりと説明しにくくなっているのが現状ではないか。

県が事業主体として水道に関わるということは法的にも当然ありうるが、水道事業は、水道法や地方自治法の規定からも、日常欠くことのできない水供給という市民生活にとって身近な事務として、基礎自治体である市町村が行うのが原則である。初めから水道事業は県がやるものだとして出発したものではない。たまたま県営水道の場合には、昭和初期からの長い歴史的な経緯があって、その中で今日の県営水道の姿があると理解した方が、本来の県と市町村の役割分担からは極めて明確になる。

住民生活に最も身近な事務は最も基礎的な自治体である市町村が担う、市町村が担い切れないものは共同で、共同でも駄目な場合には県が担う、という近接性の原理や補完性の原理と言われるものは、これからの地方分権改革の理念として共有されており、それが水道事業においてもしっかりと位置付けられていく必要がある。

県・市町村の水道事業における役割については、原理原則に立った整理をまずした上で、実際の多様性や歴史的経緯を踏まえて弾力的に対応し、お互いに合意形成を図ることが必要である。

投資的経費の場合は、投資事業について必要性を判断した上で実施した結果としてコストが生じるものなので直接経営努力を反映させることは難しい面がある。一方、経常的経費の場合は、日常の経営努力で様々な効率化を図って、経費自体を変動させることができる部分が出てくるため、それに対する一般補助という形で経営支援すると経営努力を相殺しかねないという性格が一般的にある。

(意見) 水道事業には長い歴史があり、そうした歴史や経過を踏まえるとともに、時間をかけた自由な討議を保障することが必要である。水道事業は、自治体と住民に大きな影響を与えるので、将来に禍根を残すことのないよう、時間をかけた明るい見通しが持てる水道の将来像を是非作っていただきたい。

中間報告(案)について委員長預りとして、各委員の修正意見等を反映した上で、中間報告として確定することとされた。

パブリックコメントについて

事務局より、確定後の中間報告について、パブリックコメントを実施したいとの説明があった。

一般の方から意見を聞く場合は、概要版が必要である。

単に意見を聞くだけでなく、住民が計画づくりに参画できるようにしていくことが重要である。

今回委員会を傍聴された各市町村の方には、住民に周知する努力をしていただきたい。事業体としてだけでなく住民の意見も踏まえて、委員会に対してフィードバックしていただきたい。